

旭川医科大学病院中央診療施設等組織細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年9月2日病院長裁定)

旭川医科大学病院中央診療施設等組織細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院中央診療施設等組織細則（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学病院中央診療施設等の内部組織について、必要な事項を定める。</p> <p>(副技師長等)</p> <p>第2条 臨床検査・輸血部、手術部、放射線部及び病理部に、副技師長又は副技士長（以下「副技師長等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 副技師長等は、技術職員をもって充てる。</p> <p>3 副技師長等は、技師長又は技士長（以下「技師長等」という。）を補佐し、技師長等不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>(主任技師等)</p> <p>第3条 臨床検査・輸血部及び放射線部の各部門並びに手術部及び病理部に、主任技師又は主任技士（以下「主任技師等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 主任技師等は、技術職員をもって充てる。</p> <p>3 主任技師等は、上司の命を受け、臨床検査・輸血部及び放射線部にあっては当該部門の業務を、手術部及び病理部にあっては当該部の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学病院中央診療施設等の内部組織について、必要な事項を定める。</p> <p>(副技師長)</p> <p>第2条 臨床検査・輸血部、手術部、放射線部及び病理部に、副技師長を置くことができる。</p> <p>2 副技師長は、技術職員をもって充てる。</p> <p>3 副技師長は、技師長を補佐し、技師長不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>(主任技師)</p> <p>第3条 臨床検査・輸血部及び放射線部の各部門並びに手術部及び病理部に、主任技師を置くことができる。</p> <p>2 主任技師は、技術職員をもって充てる。</p> <p>3 主任技師は、上司の命を受け、臨床検査・輸血部及び放射線部にあっては当該部門の業務を、手術部及び病理部にあっては当該部の</p>

の業務を処理する。

附 則

この細則は、令和3年9月2日から施行し、改正後の旭川医科大学病院中央診療施設等組織細則は令和3年4月1日より適用する。

**【改正理由】**

旭川医科大学病院中央診療施設等組織細則を整備し、もって病院の円滑な運営を図るものである。

業務を処理する。